

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

平成31年 第1回海老名市議会定例会

概要資料



[会期日程]

平成31年第1回海老名市議会定例会 会期日程（案）

会期31日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2月25日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月 1日	金	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時00分
3月 6日	水	委員会	総務常任委員会	同
3月 7日	木	委員会	文教社会常任委員会	同
3月 8日	金	委員会	経済建設常任委員会	同
3月13日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月18日	月	委員会	予算審査（総務常任委員会）	同
3月19日	火	委員会	予算審査（文教社会常任委員会）	同
3月25日	月	委員会	予算審査（経済建設常任委員会）	同
3月27日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

[案件一覧]

■ 議案41件			頁
条例	16件	(制定1件・全部改正1件、一部改正10件・廃止4件)	頁
1	議案第4号	海老名市職員公務災害等見舞金条例の制定について	3
2	議案第5号	海老名市文化財保護条例の全部改正について	5
3	議案第6号	海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	7
4	議案第7号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	8
5	議案第8号	海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9
6	議案第9号	海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について	10
7	議案第10号	海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について	11
8	議案第11号	海老名市介護保険条例の一部改正について	13
9	議案第12号	海老名市立高齢者生きがい会館設置条例の一部改正について	14
10	議案第13号	海老名市企業立地促進条例の一部改正について	15
11	議案第14号	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について	17
12	議案第15号	海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改正について	18
13	議案第16号	海老名市保健相談センター設置条例の廃止について	19
14	議案第17号	海老名市リサイクルプラザ条例の廃止について	19
15	議案第18号	海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の廃止について	19
16	議案第19号	海老名市史編さん審議会条例の廃止について	20

市道 2 件			頁
17	議案第 2 0 号	市道の路線廃止について（市道 2 0 9 1 号線ほか 1 4 路線）	21
18	議案第 2 1 号	市道の路線認定について（市道 2 7 4 7 号線ほか 1 3 路線）	22
その他 1 件			頁
19	議案第 2 2 号	海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて	35
人事 1 4 件			頁
20	議案第 2 3 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（市川和美氏）	37
21	議案第 2 4 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（大矢美知子氏）	
22	議案第 2 5 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（金指 満氏）	
23	議案第 2 6 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（小島富士男氏）	
24	議案第 2 7 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（清水澄雄氏）	
25	議案第 2 8 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（新戸和夫氏）	
26	議案第 2 9 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（鈴木 守氏）	
27	議案第 3 0 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（竹内章人氏）	
28	議案第 3 1 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（波多野 寛氏）	
29	議案第 3 2 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（深澤伸治氏）	
30	議案第 3 3 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（二見 務氏）	
31	議案第 3 4 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（松島淳一氏）	
32	議案第 3 5 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（宮基 功氏）	
33	議案第 3 6 号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（守屋福夫氏）	
補正予算 3 件			頁
34	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）	38
35	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	46
36	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	46
予算 5 件			頁
37	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度海老名市一般会計予算	別冊 参照
38	議案第 4 1 号	平成 3 1 年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
39	議案第 4 2 号	平成 3 1 年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
40	議案第 4 3 号	平成 3 1 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
41	議案第 4 4 号	平成 3 1 年度海老名市公共下水道事業会計予算	

■ 議案

[条例16件]

1 議案第4号 海老名市職員公務災害等見舞金条例の制定について

【制定理由】

職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に支給する公務災害等見舞金について定めたいため

【概要】

1 対象となる職員

- ① 「地方公務員災害補償法」第2条第1項に規定する職員
- ② 「海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」第2条に規定する職員
- ③ 「労働者災害補償保険法」の適用を受ける職員
- ④ 「海老名市消防団員等公務災害補償条例」第1条に規定する非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者
- ⑤ 「海老名市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」第1条に規定する海老名市立小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

2 見舞金の種類及び額

- ① 死亡見舞金 公務上の場合:3,000万円、通勤の場合:1,500万円
- ② 障害見舞金 公務上の場合:3,000万円以下、通勤の場合:1,500万円以下
(障害等級に応じた額を別表で定める。)
- ③ 傷病見舞金 10万円以下 (公務上及び通勤上ともに同額とし、規則に、療養の期間に応じた額を定める。)

【制定条例文】

- 第1条 趣旨
第2条 定義
第3条 見舞金の種類
第4条 死亡見舞金
第5条 遺族の範囲及び順位
第6条 障害見舞金
第7条 傷病見舞金
第8条 災害及び障害の等級の認定
第9条 見舞金の支給制限
第10条 審査会

障害見舞金の額

障害等級	金額	
	公務上の災害	通勤による災害
1級	3,000万円	1,500万円
2級	2,700万円	1,350万円
3級	2,400万円	1,200万円
4級	2,100万円	1,050万円
5級	1,800万円	900万円
6級	1,500万円	750万円
7級	1,200万円	600万円
8級	1,050万円	525万円
9級	900万円	450万円
10級	750万円	375万円
11級	600万円	300万円
12級	450万円	225万円
13級	300万円	150万円
14級	150万円	75万円

第11条 委任
附則 施行期日、適用

【附則】 施行期日：平成31年4月1日。施行の日以降に認定を受けた災害から適用

【制定条例文の説明】

第1条 趣旨 職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、職員又はその遺族に支給する見舞金について必要な事項を定める規定

第2条 定義 本条例における「職員」を定義

第3条 見舞金の種類 「死亡見舞金」、「障害見舞金」又は「傷病見舞金」

第4条 死亡見舞金 死亡見舞金を支給する場合及び額を規定

第5条 遺族の範囲及び順位

死亡見舞金を受け取ることができる遺族の範囲及び順位を「災害補償法第37条及び38条第2項」の例によると規定 → 災害補償法における「遺族補償一時金」の支給における遺族の範囲と順位の例によるとする規定

第6条 障害見舞金

公務上又は通勤により負傷又は疾病にかかり、治った場合で災害補償法で定める程度の障害があるときに支給。障害見舞金の額は、別表で規定

第7条 傷病見舞金

公務上又は通勤により負傷又は疾病にかかり、療養を要する場合に療養の程度に応じて支給。傷病見舞金の額は、規則委任する規定

第8条 災害及び障害の等級の認定

本条例による災害の認定及び障害等級の認定は、条例第2条各号に規定する法律又は条例により認定されるところによるとする規定

第9条 見舞金の支給制限

- 1 死亡見舞金及び障害見舞金から差し引く金額
以下の①～④の規則又は政省令に基づき支給される障害特別支給金又は遺族特別支給金の額
 - ① 地方公務員災害補償法施行規則
 - ② 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
 - ③ 労働者災害補償保険特別支給金支給規則
 - ④ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令
- 2 海老名市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の規定により賞慰金を授与される場合は、見舞金を支給しないとする規定。ただし、当該賞慰金が死亡見舞金又は障害見舞金の額に満たない場合は、差額を支給するとする規定。
- 3 災害を受けた者に故意又は重大な過失がある場合その他支給することが不相当と認められる場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる規定

第10条 審査会 支給制限の審査のため、海老名市職員公務災害等見舞金審査会を置く規定

第11条 委任 条例施行について必要な事項は、規則で定める規定

附 則 平成31年4月1日施行。施行の日以降に認定を受けた災害から適用する規定

2 議案第5号 海老名市文化財保護条例の全部改正について

【改正理由】

文化財保護の枠組みを見直し、積極的に文化財の保存及び活用を図りたいため

【概要】

(改正前) 全16条 ➡ (改正後) 全33条

[主な改正内容]

1 文化財類型の見直し (第2条)

文化財の定義を文化財保護法にあわせ、文化財類型を見直します。

類型：有形文化財、無形文化財、民俗文化財(有形・無形)、記念物

2 市、教育委員会、市民等の責務を明示 (第3条及び第4条)

3 文化財保護の枠組み (第5条～第22条)

- ① 指定制度に加え、登録制度を創設し、幅広い文化財の保護と活用を図る

市指定重要文化財

市の歴史及び文化を知る上で重要であり、歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上価値が高いもの、その他教育委員会が特に重要と認めるもの

市登録文化財

市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるもの

- ② 市指定重要文化財及び市登録文化財の手続きについて規定

- ③ 埋蔵文化財と土木工事等の手続等、従来実施の内容を整備

4 文化財の活用 (第23条～第27条)

- ① 文化財の公開を積極的に進めることを規定

- ② 説明板の設置等の環境整備、学習機会の提供、人材育成に努めることを規定

5 文化財保護審議会 (第28条～第32条)

- ① 保存や活用について審議会を設置(部会の設置も可)

- ② 委員の人数:10人以内

- ③ 審議会の役割

(1) 指定重要文化財の指定、登録文化財の登録等についての調査・審議

(2) 文化財保護法に規定する文化財保存活用地域計画についての調査・審議

(3) その他の文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査・審議

(4) 市内の文化財の保存や活用についての意見の申出

【制定条例文】

- 第1条 目的
- 第2条 文化財の定義
- 第3条 市の責務
- 第4条 市民等の責務
- 第5条 指定
- 第6条 告示等
- 第7条 登録
- 第8条 指定等の解除等
- 第9条 所有者の管理義務及び管理責任者の選任
- 第10条 所有者の変更等の届出
- 第11条 滅失、毀損等の届出
- 第12条 所在の場所の変更等の届出
- 第13条 保持者の氏名変更等の届出
- 第14条 管理、修理又は保存に関する勧告等
- 第15条 補助金の交付
- 第16条 現状変更等の制限
- 第17条 現状変更等の届出
- 第18条 修理の届出
- 第19条 報告及び調査
- 第20条 所有者変更に伴う権利義務の承継
- 第21条 埋蔵文化財の保護への協力
- 第22条 土木工事等に係る埋蔵文化財に関する照会、協議等
- 第23条 教育委員会による活用
- 第24条 勧告に基づく公開
- 第25条 標識等の設置
- 第26条 学習機会の提供
- 第27条 人材等の育成
- 第28条 設置等
- 第29条 組織
- 第30条 審議会の会議等
- 第31条 意見の聴取等
- 第32条 部会
- 第33条 委任
- 附則 施行期日、経過措置、文化財保存整備委員会条例の廃止

【附則】

- 1 施行期日:平成31年4月1日
- 2 経過措置(文化財の指定)
- 3 経過措置(文化財保護委員)
- 4 海老名市文化財保存整備委員会条例の廃止

3 議案第6号 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行及び国家公務員の措置を踏まえ、時間外勤務命令の上限設定等に係る措置を講じたいため

【改正内容】

主な改正点

「**正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定める。**」
旨を条例に規定

(規則案)

- ① 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間を、月100時間、年720時間と設定
- ② ①以外の**職員の上限時間を、月45時間、年360時間と設定**
- ③ 上限時間の特例の設定（大規模な災害への対応等、やむを得ない場合）
- ④ 上限時間を超えた場合には、超過勤務を命ずることが運営上真にやむを得なかったのか事後的な検証を実施することとする規定

【改正文の説明】

第9条（時間外勤務）関係

第9条に新たに第2項を追加する改正

「2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」

第9条の4（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）関係

第9条の4第2項中の引用条項の改正 「第9条」→「第9条第1項」

【附則】

1 施行期日

平成31年4月1日

2 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正

第17条（育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例）関係

第17条の表中の引用条項の改正 「第9条」→「第9条第1項」

4 議案第7号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

文化財保護審議会委員の報酬額の規定及び社会教育指導員の報酬額の見直し等を行うため

【改正概要等】

改め：「**社会教育指導員**」の報酬額を近隣市等の額との均衡を図り、「月額99,000円」から「**月額102,000円**」に改める。

削除：委員会等の廃止に伴う委員の削除

「学校施設再整備計画策定検討委員会委員」

「文化財保護委員」

「文化財保護嘱託員」

「文化財保存整備委員会委員」

「市史編さん審議会委員」

「市史総括編集委員」

「市史編集委員」

追加：「**文化財保護審議会委員（臨時委員及び専門委員を含む。）**」の規定を追加
月額8,700円。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者については、**6,000円**を加算する。

【附則】施行期日：平成31年4月1日。ただし、学校施設再整備計画策定検討委員会委員の項及び文化財保護委員の項から市史編集委員までの項を削る改正規定は、公布の日

(参考)

関連議案

議案第5号 海老名市文化財保護条例の全部改正

(附則で海老名市文化財保存整備委員会条例を廃止)

議案第18号 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の廃止

議案第19号 海老名市史編さん審議会条例の廃止

5 議案第8号 海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【改正理由】

避難所の開設及び運営並びに緊急車両の運転に際し、手当を支給したいため

【改正内容】

主な改正点

「災害対策業務手当」の新設

項目	単位	手当の額	備考
避難所の開設及び運営	1回	1,000円	新設
災害時の発生等による作業等	日額	300円	危険現場手当を整理
緊急車両の運転	1回	200円	新設

【改正文の説明】

第10条（危険現場手当）関係

第10条第1項第2号で規定していた「災害等が発生し、又は発生するおそれがある現場にて行う作業等の規定」を新設する第11条（災害業務手当）第1項第2号において規定するための改正

第11条（災害対策業務手当）関係 新設

第11条以下を1条ずつ繰り下げ、第11条として新たに災害対策業務手当を支給する業務を3号追加する規定

- (1) 災害対策本部又は災害警戒本部の本部長の命により行う避難所の開設及び運営業務
- (2) 災害等が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う作業等
- (3) 緊急車両の運転

別表（特殊勤務手当の額）関係

災害勤務手当の額を、それぞれ規定

【附則】

施行期日

平成31年4月1日

6 議案第9号 海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について

【改正理由】

行政財産について、新たに入札や公募により行政財産の目的外使用を許可し、財産のより有効な活用を図るため

【改正概要】

目的外使用料の金額は、土地評価額の4%、建物評価額の7%により算定しているが、**入札や公募により額を決定することができるように改める**

【改正条文】

第7条（使用料算定の特例）の改正

第7条に第2項として、新たに次の1項を加える改正

- 2 土地又は建物の使用を競争入札等に付して許可した場合に係る使用料は、第4条及び前条の規定にかかわらず、当該競争入札等の落札金額等とすることができる。

（参考）

第4条（土地使用料）

第2条の評価額に100分の4を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額

第6条（建物使用料）

第2条の評価額に100分の7を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額

【附則】

施行期日

平成31年4月1日

7 議案第10号 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について

【改正理由】

住民基本台帳カード又は個人番号カードに印鑑登録証明書等の発行サービス機能を付加した場合における代理人による同機能の廃止手続について定めたいため

【改正概要】

住民基本台帳カード又は個人番号カードの磁気テープを利用した印鑑登録証明書等の発行サービス機能（条例サービス）の廃止手続において、**本人が病気等のやむを得ない場合で、市役所の窓口に来庁することが困難な場合に代理人**において手続ができるよう改めるもの

【改正条例】

第1条 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正

第2条 海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正

【改正条文】

第1条の改正

第5条（利用の終了）に新たに次の第3項を加える。

「3 第1項の規定にかかわらず、住基カードにサービスを受けるために必要な機能及び情報を記録された者が同項の規定による申請を自ら行うことができないときは、代理人により当該申請を行うことができる。」

第2条の改正

第5条（利用の終了）に新たに次の第3項を加える。

「3 第1項の規定にかかわらず、個人番号カードにサービスを受けるために必要な機能及び情報を記録された者が同項の規定による申請を自ら行うことができないときは、代理人により当該申請を行うことができる。」

【附則】

施行期日：公布の日

印鑑登録証（４種類）

①マイナンバーカード



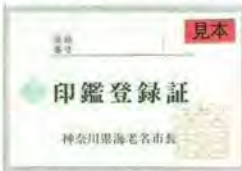
②住民基本台帳カード ※現在発行していません。



③市民カード

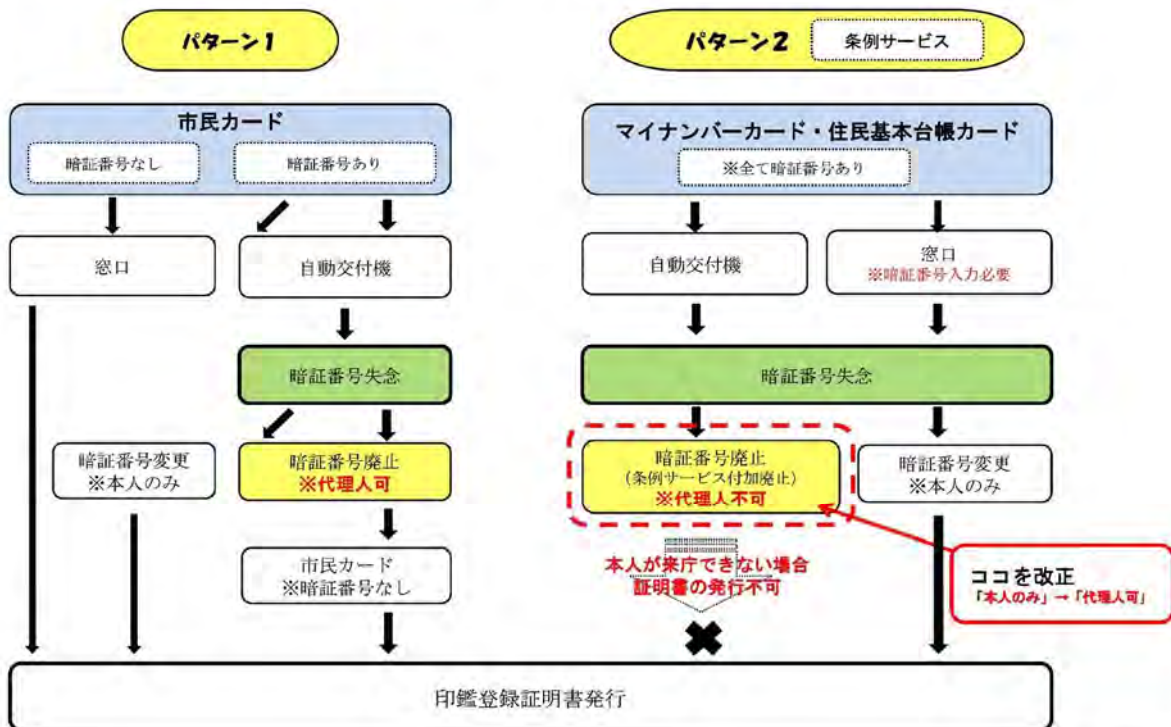


④パウチカード ※現在発行していません。



《印鑑登録証明書の取得方法》 → 印鑑登録者の「カードの種類」や「暗証番号の有無」により、手続きが異なります。

※マイナンバーカード及び住基カードは、暗証番号を失念し、かつ本人が来庁できない場合は印鑑登録証明書が発行できない。



8 議案第11号 海老名市介護保険条例の一部改正について

【改正理由】

介護認定審査会委員の定員を増やし、要介護認定及び要支援認定申請者の増加に対応するため

【改正概要】

主な改正点

介護保険認定審査会委員の定数の改正

「18人以内」 → 「**24人以内**」

【附則】

施行期日

平成31年4月1日

9 議案第12号 海老名市立高齢者生きがい会館設置条例の一部改正について

【改正理由】

第二高齢者生きがい会館を設置したいため

【改正概要】

施設概要

名称：海老名市立第二高齢者生きがい会館

位置：海老名市杉久保北二丁目1番10号

施設：事務所、倉庫、作業場、トイレ

事業：粗大ごみの受付、解体資源化、再生修理・販売等

【改正条文】

第2条（設置）の改正

第2項の表に第二高齢者生きがい会館の名称及び位置を加える

名称：海老名市立第二高齢者生きがい会館

位置：海老名市杉久保北二丁目1番10号

別表（第6条関係：使用料）の改正

別表中「海老名市立高齢者生きがい会館」を

「海老名市立第一高齢者生きがい会館」に改める。

【附則】

施行期日

平成31年4月1日

【改正理由】

条例の効力の期限を延長し、市内に立地する企業への奨励措置を継続して行いたため

【改正概要】

1 法人市民税法人税割の引下げに伴う対応

市税条例の一部改正により、平成31年10月1日に施行される「法人の市民税の課税の特例」の変更に伴い、本条例中の奨励措置を改める。

2 認定企業による市の事業への協力要請と環境及び周辺住民への配慮要請の追加

事業計画の認定において、市の事業への協力要請と環境負荷の軽減及び公害防止のための配慮や必要な措置についての協力要請を規定する。

3 本制度の期限延長

平成31年3月31日まで → 平成34年3月31日まで3年間延長

【改正条文】

第4条（奨励措置）の改正

第3項第1号 法人税割の税率の変更

100分の6.05 → 100分の4.2

第3項第2号 法人の市民税の課税の特例中の読み替え規定の変更

資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人

「12.1分の1.2」とあるのは「6.05分の0.6」

↓

「8.4分の1.2」とあるのは「4.2分の0.6」

資本金等の額が1億円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人又は人格のない社団等

「12.1分の2.4」とあるのは「6.05分の1.2」

↓

「8.4分の2.4」とあるのは「4.2分の1.2」

第5条（事業計画の認定）の改正

新たに第4項と第5項を加える改正

第4項：認定企業は、市が実施する事業に協力するように努めるものとする。

第5項：認定企業は、事業活動に伴って生ずる環境への負荷の軽減及び公害の防止のために必要な措置を講じ、周辺住民の生活環境等に十分配慮するとともに、市が行う環境への負荷の軽減及び公害の防止に関する施策に協力するように努めるものとする。

附則（経過措置）の改正

この条例は平成34年3月31日限り、その効力を失う。（3年間期間延長）

【附則】

1 施行期日

第4条の改正 平成31年10月1日

第5条の改正 平成31年4月1日

附則の改正 公布の日

2 経過措置

改正後の第4条の改正は、平成31年10月1日以後に開始される事業年度の法人の市民税について適用

【参考】

奨励措置	平成31年4月1日から施行
企業立地奨励金	投下資本額の10%を奨励金として交付【限度額3,000万円】
雇用奨励金	立地に伴い、市内在住者を新規雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ奨励金として交付【限度額1,000万円】 ※障がい者である場合は10万円を加算
環境施設奨励金	以下の環境施設を設置した場合の費用の一部を奨励金として交付【限度額（合計）800万円】 ・雨水活用施設 100万円 ・太陽光発電施設 300万円 ・風力発電施設 100万円 ・緑化（屋上及び壁面）300万円
固定資産税等の軽減	固定資産税・都市計画税を税率1/2に軽減（3年間） ※市内で3年以上操業している中小企業が適用を受ける場合は全額免除（3年間）
法人市民税法人税割の軽減	本社等を立地する場合について、法人市民税法人税割を税率1/2に軽減（3年間）

※平成28年4月1日施行から変更なし

1 1 議案第 1 4 号 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例
の一部改正について

【改正理由】

学校教育法の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に配置される技術管理者の資格要件に専門職大学前期課程修了者を追加したいため

【改正概要】

専門職大学の制度化に伴い、一般廃棄物処理施設に配置される技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加する。

【改正条文】

第 3 0 条（技術管理者の資格）の改正

第 6 号及び第 7 号の規定中「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を追加

【附則】

施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

[参考]

専門職大学とは、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする大学
(改正後の学校教育法第 8 3 条の 2 第 1 項から)

1 2 議案第 1 5 号 海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改正について

【改正理由】

海老名駅自由通路の昇降施設の整備及び既存施設の撤去に伴い、区域を変更したいため

【改正概要】

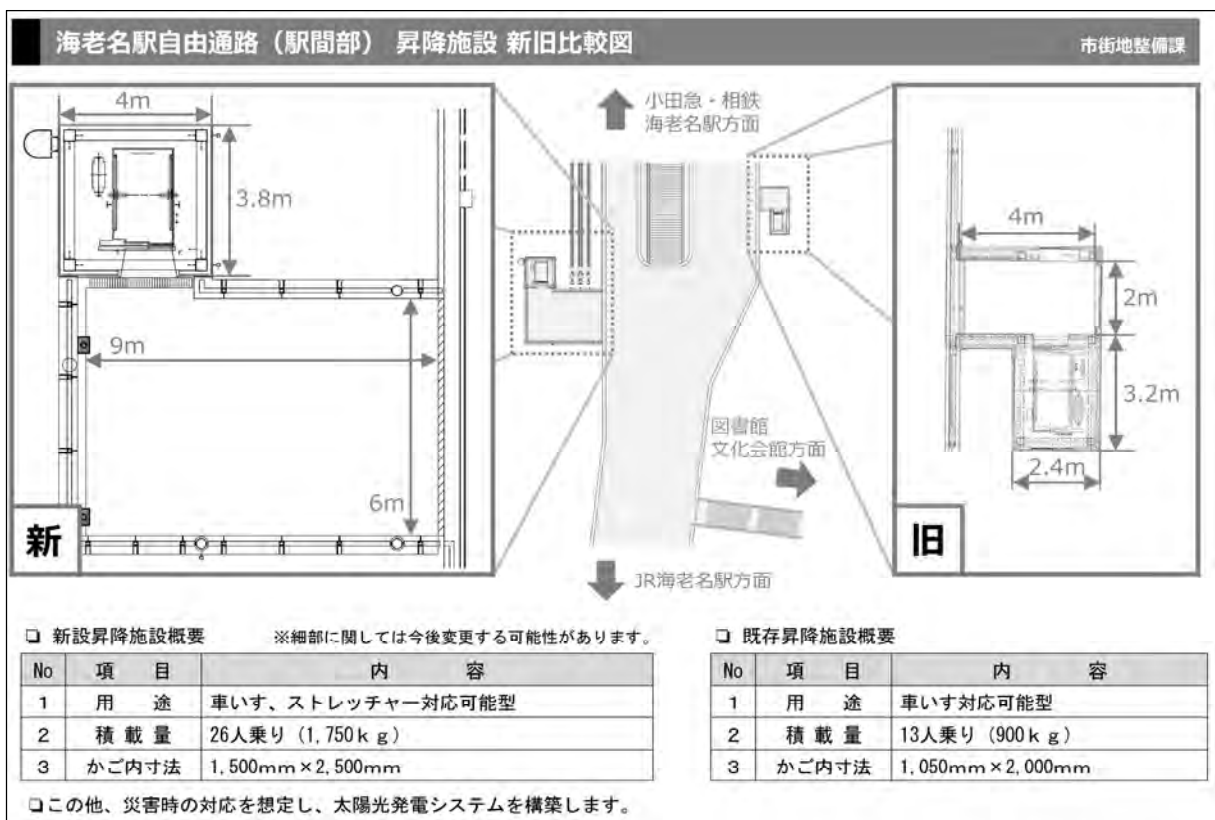
海老名駅自由通路と駅間の地上を結ぶ昇降施設（エレベーター）について、災害時にも稼働できるよう太陽光発電と蓄電池を備え、救命救急活動時のストレッチャーにも対応できるように整備することに伴い、条例で規定する**区域図の改正**を行う

【附則】

施行期日： 平成 3 1 年 4 月 1 日

<参考>

別図の改正



13 議案第16号 海老名市保健相談センター設置条例の廃止について

【廃止理由】

海老名市保健相談センターを廃止したいため

【概要】

海老名市保健相談センター設置条例を廃止する。

【附則】

施行期日：平成31年4月1日

14 議案第17号 海老名市リサイクルプラザ条例の廃止について

【廃止理由】

海老名市リサイクルプラザを廃止したいため

【概要】

海老名市リサイクルプラザ条例を廃止する。

【附則】

施行期日：平成31年4月1日

15 議案第18号 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の廃止について

【廃止理由】

海老名市学校施設再整備計画の策定により、委員会の設置目的が達成されたため

【概要】

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例は、廃止する。

【附則】

施行期日：公布の日

16 議案第19号 海老名市史編さん審議会条例の廃止について

【廃止理由】

市史編さん事業が終了し、審議会の設置目的が達成されたため

【概要】

海老名市史編さん審議会条例は、廃止する。

【附則】

施行期日：公布の日

■ 議案 [市道] 2件

17 議案第20号 市道の路線廃止について（市道2091号線ほか14路線）

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
1	2091	中新田三丁目3082番3地先	3.05	30.13	県道区域編入による 路線整理のため
		中新田五丁目3100番8地先	5.62		
2	477	中新田五丁目1486番1地先	1.70	34.60	海老名運動公園周 辺地区土地区画整 理に伴う路線整理の ため
		中新田五丁目1484番地先	3.00		
	478	中新田五丁目1479番3地先	2.70	66.30	海老名運動公園周 辺地区土地区画整 理に伴う路線整理の ため
		中新田五丁目1472番地先	2.70		
	480	中新田五丁目1460番1地先	2.30	176.90	海老名運動公園周 辺地区土地区画整 理に伴う路線整理の ため
		中新田五丁目1447番地先	2.30		
	481	中新田五丁目1425番1地先	2.00	211.70	海老名運動公園周 辺地区土地区画整 理に伴う路線整理の ため
		中新田五丁目1413番地先	2.50		
	2373	中新田五丁目3043番1地先	4.50	42.10	海老名運動公園周 辺地区土地区画整 理に伴う路線整理の ため
		中新田五丁目3045番地先	10.60		
3	47	門沢橋字跡堀632番6地先	3.70	1039.30	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため
		門沢橋五丁目929番11地先	17.40		
	586	中野一丁目411番1地先	3.20	390.40	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため
		門沢橋字跡堀713番1地先	10.00		
	590	門沢橋字跡堀1847番1地先	3.50	322.20	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため
		門沢橋二丁目621番13地先	9.22		
	593	門沢橋字新田1348番地先	1.80	329.50	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため
		門沢橋二丁目747番6地先	5.60		
	594	門沢橋二丁目708番1地先	3.96	134.30	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため
		門沢橋字八幡748番地先	14.00		
600	門沢橋二丁目878番4地先	2.50	635.71	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため	
	門沢橋字新田1399番地先	9.10			
602	門沢橋二丁目785番4地先	3.20	390.40	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため	
	門沢橋字新田1208番地先	10.00			
988	中野字雪里594番11地先	3.63	353.40	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため	
	門沢橋字跡堀1832番2地先	9.64			
2713	門沢橋字新田1428番2地先	5.28	565.51	新東名高速道路建 設に伴う路線整理の ため	
	門沢橋字新田1198番2地先	10.91			

18 議案第21号 市道の路線認定について（市道2747号線ほか13路線）

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	2747	上今泉四丁目841番115地先	4.40	33.11	開発行為の帰属に伴う路線認定のため
		上今泉四丁目841番111地先	10.00		
2	2748	河原口三丁目791番2地先	4.50	34.65	開発行為の帰属に伴う路線認定のため
		河原口三丁目791番5地先	16.94		
3	2091	中新田三丁目3082番3地先	3.88	17.82	県道区域編入による路線整理のため
		中新田三丁目3083番4地先	8.37		
4	2749	杉久保北五丁目2348番11地先	4.50	56.68	開発行為の帰属に伴う路線認定のため
		杉久保北五丁目2347番9地先	10.63		
5	47	門沢橋字跡堀632番3地先	3.70	978.88	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため
		門沢橋五丁目929番11地先	17.40		
	586	中野一丁目411番1地先	4.03	81.06	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため
		中野一丁目578番1地先	9.04		
	590	門沢橋字跡堀707番2地先	4.98	297.20	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため
		門沢橋二丁目621番13地先	9.22		
	593	門沢橋二丁目753番4地先	1.80	81.51	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため
		門沢橋二丁目747番6地先	3.50		
	594	門沢橋二丁目708番1地先	4.64	57.35	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため
		門沢橋二丁目747番1地先	9.36		
	600	門沢橋二丁目878番4地先	3.40	456.89	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため
門沢橋字新田1363番1地先		9.10			
602	門沢橋二丁目785番4地先	4.50	575.70	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため	
	門沢橋字跡堀688番2地先	10.00			
2713	門沢橋字新田1330番2地先	4.00	818.27	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため	
	門沢橋字新田1198番2地先	10.91			
2750	中野字月之浦581番1地先	4.00	429.56	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため	
	門沢橋字跡堀639番3地先	7.82			
2751	門沢橋二丁目1409番1地先	4.00	33.50	新東名高速道路建設に伴う路線整理のため	
	門沢橋字新田1390番地先	5.00			

■ **廃止路線** : 市道2091号線 (県道区域編入による路線の整理)

案内図

図No.1



■ **認定路線** : 市道2091号線 (県道区域編入による路線の整理)

案内図

図No.3



- **廃止路線**：市道47号線ほか8路線（新東名高速道路建設に伴う路線の整理）

案内図

図No.3



- **認定路線**：市道47号線ほか9路線（新東名高速道路建設に伴う路線の整理）

案内図

図No.5



市道47号線 廃止

参考資料

市道47号線



市道47号線 認定

参考資料

市道47号線



市道586号線 廃止

参考資料

市道586号線



市道586号線 認定

参考資料

市道586号線



市道590号線 廃止

参考資料

市道590号線



市道590号線 認定

参考資料

市道590号線



市道593号線 廃止

参考資料

市道593号線



市道593号線 認定

参考資料

市道593号線



市道594号線 廃止

参考資料

市道594号線



市道594号線 認定

参考資料

市道594号線



市道600号線 廃止

参考資料

市道600号線



市道600号線 認定

参考資料

市道600号線



市道602号線 廃止

参考資料

市道602号線



市道602号線 認定

参考資料

市道602号線



市道988号線 廃止

参考資料

市道988号線



市道2713号線 廃止

参考資料

市道2713号線



市道2713号線 認定

参考資料

市道2713号線



市道2750号線 認定

参考資料

市道2750号線



市道2751号線 認定

参考資料

市道2751号線



- **廃止路線**：市道477号線ほか4路線
 (海老名運動公園周辺地区土地区画整理に伴う路線の整理)

案内図

図No.2



市道477号線 廃止

参考資料

市道477号線



市道478号線 廃止

参考資料

市道478号線



市道480号線 廃止

参考資料

市道480号線



市道481号線 廃止

参考資料

市道481号線



市道2373号線 廃止

参考資料

市道2373号線



認定路線：市道2747号線ほか2路線（開発行為の帰属に伴う路線の認定）

市道2747号線 認定

案内図

図No.1



参考資料

市道2747号線



市道2748号線 認定

案内図

図No.2



参考資料

市道2748号線



市道2749号線 認定

案内図

図No.4



参考資料

市道2749号線



[その他] 1件

19 議案第22号 「海老名市農業委員会委員に占める認定農業者又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて」

【提案理由】

議会の同意を得た上、海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいため

【内 容】

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求めるもの

【参考】

■ 法律

農業委員会等に関する法律 第8条第1項

「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」

同法同条第5項

「市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。）が少ない場合その他農林水産省令で定める場合はこの限りでない。

- (1) 認定農業者である個人
- (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

■ 省令

農業委員会等に関する法律施行規則

(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第5条第1項第4号、において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）

又は次に掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。）である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

2 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする
こととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする
ことについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

3 委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は第1号イからヌまでに掲げる者とする
こととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき。

<参考> 市内の認定農業者：56人

[人事 14件]

20～33 議案第23号～議案第36号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（市川和美氏ほか13名）

【提案理由】

現委員の任期満了（平成31年3月31日）に伴い、新たに任命したいため

【概要】

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、下表に記載の14名の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議案第23号から議案第36号にて提案し、議会の同意を求めるもの

【任命したい者】

（五十音順、敬称略）

No.	氏名	地域	性別	推薦母体等	認定農業者
1	市川和美	下今泉	女性	下今泉生産組合	
2	大矢美知子	本郷	女性	一般公募	○
3	金指 満	杉久保南	男性	杉久保生産組合	
4	小島富士男	大谷南	男性	大谷生産組合	
5	清水澄雄	中野	男性	海老名市園芸協会	○
6	新戸和夫	中野	男性	中野生産組合	○
7	鈴木 守	大谷南	男性	海老名市経営・生産対策推進会議	
8	竹内章人	柏ヶ谷	男性	柏ヶ谷生産組合	○
9	波多野 寛	中新田	男性	中新田生産組合	
10	深澤伸治	上郷	男性	上郷生産組合	○
11	二見 務	本郷	男性	本郷西生産組合	
12	松島淳一	河原口	男性	相模川左岸土地改良区	
13	宮墓 功	上河内	男性	上河内生産組合	
14	守屋福夫	今里	男性	今里生産組合	

[補正予算 3件]

34 議案第37号 平成30年度海老名市一般会計補正予算（第7号）

1 補正の概要

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1億5,136万9,000円** を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 441億1,542万2,000円 とするもの。

■ 主な内容

- 国の補正予算を活用し、風しん予防接種の未接種年代に対し、予防接種の前段となる抗体検査を実施します。
- 国の補正予算を活用し、地域経済の活性化を図るため、市内で利用可能なプレミアム付商品券発行事務の一部を前倒しして実施します。
- 今年9月に日本で開催されるラグビーワールドカップ開催に際し、市民、企業、関係団体と連携し、各種イベントを開催します。

2 補正の内容

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

・保険基盤安定（国庫支出金／県支出金）	7,898 千円
・教育・保育給付費（国庫支出金／県支出金）	21,780 千円
・感染症予防事業費（国庫支出金）	22,974 千円
・プレミアム付商品券事業費（国庫支出金）	7,232 千円
・社会資本整備総合交付金（国庫支出金）	35,324 千円
・安心子ども基金交付金（県支出金）	1,050 千円
・財政調整基金繰入金	55,111 千円

合計 151,369 千円

(2) 歳出

① 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

- ・ 風しん予防接種抗体検査の実施 45,952 千円
- ・ 予防接種事業の充実 19,985 千円
- ・ 各種がん検診事業の充実 9,500 千円

小計 75,437 千円

○風しん予防接種抗体検査の実施 45,952 千円

国の補正予算を活用し、風しん予防接種の未接種年代に対して
 予防接種の前段となる抗体検査を実施するための増額
 対象見込者数（新規）：約5,500人

平成31年度 風しん対策事業に関する資料				
神奈川県では、平成26年度から風しん対策撲滅作戦に取り組んでおり、抗体検査と予防接種費用の助成を行っています。今回、国の「風しんに関する追加的対策」により、次年度は従来の助成に「39才から56才までの男性」を対象とした事業が加わります。				
1 現在の対象者等				
抗体検査 県負担(抗体検査費用の1/2) ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
対象者	実施主体	実施場所	自己負担	負担割合
妊娠を予定または希望する女性	都道府県	市内医療機関(30か所)	なし	国1/2 県1/2
上記の配偶者・パートナー	政令市			
妊婦の配偶者・パートナー	特別区			
予防接種(任意) 県負担(予防接種助成額の1/3) ※ 神奈川県風しん予防接種事業費補助金				
対象者	実施主体	実施場所	助成額	負担割合
妊娠を予定または希望する女性	市町村	市内医療機関(25か所)	風しん単体 4,000 MR(麻疹)7,000	県1/3 市2/3
上記の配偶者・パートナー				
妊婦の配偶者・パートナー				
接種費用(H25) 上 風しん 下MR 4,500-8,862 6,500-14,000				
2 新たに加わる対象者等				
国の追加的対策				
抗体検査 県負担なし ※ 国への補助金交付事務の取りまとめ、集合契約の支援等を実施				
対象者	実施主体	実施場所	自己負担	負担割合
39才から56才までの男性	市町村	医療機関 特定健診 事業所健診	なし	国1/2 市1/2
予防接種(定期) 県負担なし ※ 予防接種法 実施主体及び費用負担は市町村 (A類の9割、B類の3割程度を交付税措置)				
対象者	実施主体	実施場所	自己負担	負担割合
39才から56才までの男性	市町村	医療機関	なし	市(交付税措置あり)

○予防接種事業の充実 19,985 千円

一部の予防接種（風しん等）において、昨年度後半からワクチンの供給が不安定となったことにより、昨年度に接種できなかった分の増加が見込まれるための増額
 平成30年度見込者数（総数）：約25,000人

○市民の健康増進（各種がん検診） 9,500 千円

市庁舎への受診会場の変更や健康への関心の高まりにより、集団検診、個別健診それぞれの受診者が増えたことによる増額
 対象見込者数：約1,500人増

② 便利で快適なまちづくり

- 市道12号線（厚木駅前）踏切構造改良事業の推進 28,000 千円
-
- 小計 28,000 千円

○市道12号線（厚木駅前）踏切構造改良事業の推進 28,000 千円

当初の想定よりJR相模線の全体の運行を管理する重要なケーブルが浅い位置に敷設されていたことから切回し及び移設が必要になったことによる増額



③ 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

- 子育て支援の充実 82,043 千円

小計 82,043 千円

○子育て支援の充実 82,043 千円

公定価格の単価の改定及び当初の想定より単価の高い低年齢児の入所が増加したことに伴う増額 < 扶助費（保育所入所措置費） 82,043 千円 >

④ にぎわいと活力ある産業を生むまちづくり

- プレミアム付商品券の発行事業 11,492 千円
- ラグビーワールドカップ開催に伴う各種イベントの実施 3,000 千円

小計 14,492 千円

○プレミアム付商品券の発行事業

プレミアム付商品券発行事業費 11,492 千円

国補正予算を活用し、プレミアム付商品券発行のホームページ作成や申込者の登録に係る事務を実施するための増額

委託料（ホームページ作成、申込者登録） 11,492 千円

国庫支出金 7,232 千円

一般財源 4,260 千円

11,492 千円

○ラグビーワールドカップ開催に伴う各種イベントの実施

ラグビーワールドカップ普及事業費 3,000 千円

ラグビーワールドカップ開催に際し、市民、企業、関係団体と連携し、各種イベントを開催するための増額

⑤ その他

- 他会計繰出金 16,483 千円
- 入札等による事業費の確定 △ 69,596 千円
- その他 4,510 千円

小計 △ 48,603 千円

2 継続費の補正

(1) 変更

① 都市マスタープラン改訂事業費 (単位 千円)

	補正前	補正後	増減
平成30年度	7,500	7,500	0
平成31年度	9,500	9,614	114
総額	17,000	17,114	114

(理由) 消費税率引上げに伴い、事業費に不足が生じるため

3 繰越明許費の補正

(1) 追加

① 勝瀬保育園西側外堀改修工事 9,256 千円

(理由) 近隣との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

② 風しん抗体検査委託 45,952 千円

(理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため

③ 鮎中間育成施設整備補助 1,092 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

④ プレミアム付商品券発行委託 11,492 千円

(理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため

⑤ 市道12号線歩道整備工事 16,000 千円

(理由) 踏切拡幅工事に時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑥ 市道12号線踏切構造改良施行委託

123,000 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑦ 市道307号線道路改良工事

42,829 千円

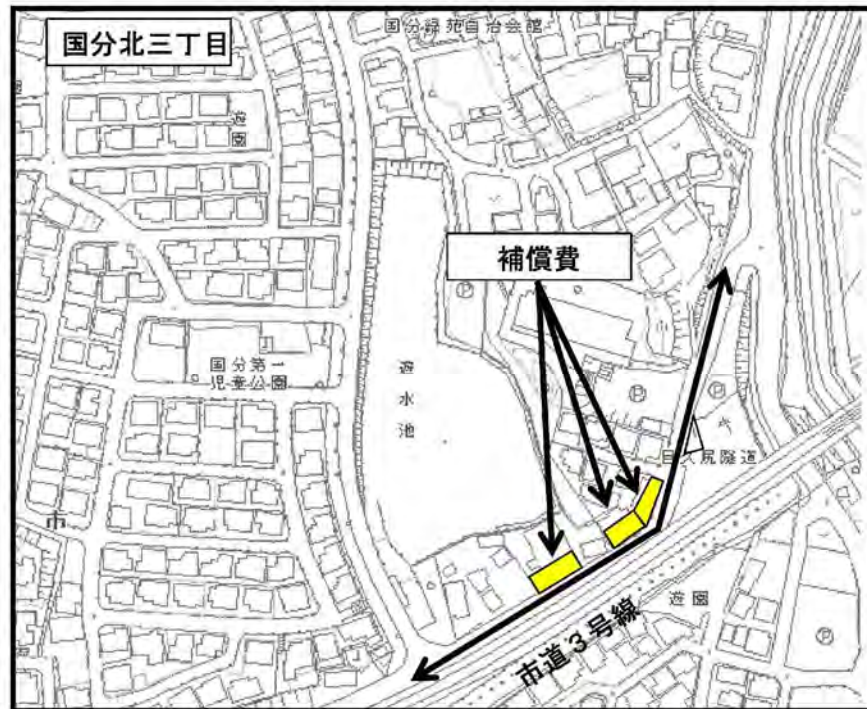
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑧ 市道3号線ほか1路線用地補償

45,963 千円

(理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



- ⑨ 海老名市地域公共交通協議会負担金 250,250 千円
 (理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



- ⑩ 第5分団器具置場建替え工事 33,321 千円
 (理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



- ⑪ ラグビーワールドカップ普及事業委託 3,000 千円
 (理由) 翌年度以降の事業を前倒して執行したいため

3 議案第38号 平成30年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)

1 補正の概要

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1億5,401万7,000円を減額**し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 125億5,626万7,000円 とするもの

2 補正の内容

1 歳入歳出予算の補正

(歳入)	合計	△ 154,017 千円
・ 保険給付費等交付金（普通交付金）（県支出金）		△ 170,500 千円
・ 保険基盤安定繰入金		10,530 千円
・ 財政安定化支援事業繰入金		△ 2,558 千円
・ 一般会計繰入金		8,511 千円
(歳出)	合計	△ 154,017 千円
・ 一般被保険者療養給付費		△ 110,000 千円
・ 退職被保険者等療養給付費		△ 20,000 千円
・ 一般被保険者療養費		5,000 千円
・ 一般被保険者高額療養費		△ 30,000 千円
・ 退職被保険者等高額療養費		△ 4,000 千円
・ 前年度国庫支出金返還金		4,983 千円

36 議案第39号 平成30年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)

1 補正の概要

今回の補正は、歳入において国庫支出金を **1,485万5千円増額**し、加えて繰入金を総額の1,485万5千円減額するもので、予算総額は歳入歳出それぞれ変更なく 80億9,858万円とするもの

2 補正の内容

1 歳入歳出予算の補正

(歳入)	合計	0 千円
・ 保険者機能強化推進交付金（国庫支出金）		14,855 千円
・ 介護保険給付費等準備基金繰入金		△ 14,855 千円